



# 環境をテーマとした学習活動と 研究活動を支援します

当協会では地域の環境配慮活動に対する活動資金を  
助成する制度を設けています。


26年度の募集は平成25年3月31日で締め切りましたが、  
このたび**追加募集**します。



## ふるってご応募ください！

区内在住・在勤・在学のグループで継続や広がり  
が期待できる環境学習活動または環境を  
テーマにした研究活動にチャレンジしてみたい  
皆さんが対象です。

**応募期限：5月16日（金）まで**



お問合せ、ご応募は  
こちらへ

エコライフめぐろ推進協会事務局

（上目黒2-19-15

目黒区総合庁舎別館6F）

電話番号：03-3715-7835

# 制度のあらまし

## 目的

区民の方が自主的に行う環境学習・研究活動を支援することにより、区が進める環境学習の一層の推進を図ることを目的

## 事業の要件

- ① 区に在住・在勤・在学する人が主なメンバーである団体の活動。
- ② 当協会や地域の連携、協力ができる団体。
- ③ 今後、継続や広がりが期待される環境学習または環境をテーマ

## 申請手続

申請書に会員名簿・活動計画書・予算書を添えてエコライフめぐろ推進協会及び両プラザの窓口に申請してください。

(郵送不可)

**\*なお、申請希望者はあらかじめエコライフめぐろ推進協会まで  
ご相談ください。**

## 助成金

1年度につき10万円を限度とし、  
助成を受けられます。

(なお、用途及び助成金額については選定委

**実績報告 毎年度末に  
実績報告書・決算書を**

詳しくは、以下の「地域の環境配慮活動に対する団体への助成のきまり」をご覧ください。

## 地域の環境配慮活動に対する団体への助成のきまり

### (目的)

第一 このきまりは地域で環境配慮活動を行う団体に対し、リサイクルショップの収益金を活用して団体活動を支援し、当該活動の活性化を図り、もって地域の環境負荷低減に資することを目的とする。

### (対象団体)

第二 区民で組織され(5人以上で組織され半数以上が区民であること。) エコライフめぐろ推進協会(以下協会という。) 及び地域の他団体と連携・協力できる団体

- ② 区内事業所及び地域活動団体が複数集まってつくられた組織
- ③ 環境配慮活動を目的に作られた、区民主体の組織
- ④ その他、エコライフめぐろ推進協会理事長(以下理事長という。) が認める団体

### (対象活動)

第三 環境配慮に資する活動であって、地域に開かれたもの

- ② 既成の事業活動に新たに環境配慮活動を付加したもの
- ③ 環境負荷低減に関する調査・研究であって結果を区民に公表出来るもの
- ④ 環境意識を高めるための研修等であって、おおむね20名以上の参加が見込まれるもの
- ⑤ その他、理事長が助成対象活動として適切と認めるもの

### (募集)

第四 理事長は、年1回活動助成を受けようとする団体を募集する。ただし、募集結果が予定総額に達しない場合は、予定総額の範囲で、当該年度継続して募集を行うことができる。

- ② 募集は前年度の概ね2月を目途に行う。ただし追加募集はその限りでない。
- ③ 前項の募集を行うときは、区報、協会の広報紙及びホームページにより、募集の要件、申請方法、申請期日その他必要事項を周知する。

### (申請の手続き)

第五 第二に定める対象団体は、活動助成を受けようとするときは、申請書(別記1号様式)に団体規約、会員名簿、活動計画書及び予算書(または必要経費のわかる書類)を添えて、理事長に提出しなければならない。

- ② 前項の活動を継続して一年以上行う場合には、三年間までの活動を助成対象とする。継続申請する場合は第十に定める実績報告書の提出とともに、申請手続きをしなければならない。

### (助成の決定)

第六 理事長は、専門委員(協会が指定する学識経験者)の意見を付して、理事会に助成申請の審査にかかる議案を提出する。

- ② 理事長は、助成申請の可否を第1項の審査結果に基づき決定する。
- ③ 第2項の決定の可否は別記第2号様式により当該申請団体に通知する。

### (助成金の交付等)

第七 助成金の総額は年間100万円とする。ただし、予算額が減額された場合は予算の範囲内とする。

- ② 1団体あたりの助成金は10万円を上限とする。ただし、次項で定める対象経費の8割を限度とする。
- ③ 助成対象となる経費は、事業活動費、調査研究費、研修にかかる諸経費とする。原則として、飲食経費は対象としない。ただし、廉価な茶菓代、活動従事者の昼食代は対象とする。

### (助成決定の取り消し)

第八 理事長は助成金が適正に使用されていないと認めるときは、理事会に諮って決定を取り消すことができる。

### (助成金の返還)

第九 理事長は、第八により決定を取り消した場合において、当該団体に期限を定めて助成金の返還を命ずる。

② 前項の命令を受けた団体は、助成金を全額返還しなければならない。

(実績報告書)

第十 助成団体は活動を終了したとき又は活動が継続しているときは当該年度の2月末日までに実績報告書を、理事長あてに提出しなければならない。なお報告書には助成金の使用実績を付記し、余剰金があった場合には速やかに返還しなければならない。

② 活動が2月末に完了していないときは、年度末の実績見込みで仮実績報告書を作成し、完了時点で速やかに実績報告書を提出しなければならない。

(実績の評価)

第十一 理事会は実績報告書を審査し、活動助成の成果を評価し、活動助成制度の見直し等を提案し、適正な運用に努めることとする。

(その他)

第十二 その他、このきまりにない事項は、目黒区の補助金等交付規則(昭和43年目黒区規則第6号)に照らして、理事長が決定する。

(付則)

この決まりは平成24年4月1日から適用する。

ただし、平成24年度の活動助成の募集に当たっては、第四にかかわらず、平成24年度当初に募集を開始する。

以上